

# 子どもに対する あらゆる体罰を禁止 するために

よくある質問集



本誌のほかに、以下のシリーズがあります：

たたくのはやめて！子どもに対する体罰を禁止するために  
よくある質問集 <子どもと若者の皆さんへ>

学校における体罰を禁止するために  
よくある質問集

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（初版）2009年  
子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（改訂版）2017年

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ  
www.endcorporalpunishment.org  
The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children is administered by the Association for the Protection of All Children.  
APPROACH Ltd., a registered charity No. 328132.  
Registered Office : The Foundry, 17 Oval Way, London SE11 5RR, UK.

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン  
www.raddabarnen.se  
resourcecentre.savethechildren.net  
Save the Children Sweden forms part of the Save the Children Association, a foundation consisting of 29 different Save the Children organizations, registered in Switzerland and one of the world's largest child rights organizations. The Save the Children Association is also the owner of the Save the Children International (SCI), which is the international programme implementing organization.  
Head Quarter : RäddaBarnen, SE-107 88 Stockholm, Landsvägen39, Sundbyberg, Sweden

【日本語版 制作】  
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階  
電話：03-6859-0070 FAX：03-6859-0069  
japan.kosodate@savethechildren.org  
http://www.savechildren.or.jp

監訳 森郁子  
翻訳 照屋朋子 中村友紀 福田直美 宮脇麻奈 渡邊紗世  
編集 太田しのぶ 高橋哲子

【日本語版 発行】  
2019年1月 初版

**子**どもに対するあらゆる体罰を禁止することを  
考えたとき、親や教育者や家族の日々の生活  
に関連した、たくさんの疑問がわきおこります。  
本誌では、よくある質問に答えながら、禁止の理由や  
家族におよぼす影響についての誤解を解いていきます。



# 質問

## 第1章：あらゆる体罰を禁止する理由に関する質問

- 8 体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？
- 10 国連子どもの権利条約とは何ですか？また、子どもに対する体罰はどのように規定されていますか？
- 12 世論調査によると多くの人が体罰の禁止に反対しています。その人たちの意見を聞くべきではないのでしょうか？
- 13 体罰に賛成する子どもや若者の意見を耳にします。彼らの意見を聞くべきではないのでしょうか？
- 14 子どもの頃に私はたたかれていましたが、何の悪影響もありません。私の親がたたいて育てたからこそ、今の自分があるのでしょうか？
- 17 子どもが直面する権利侵害にはもっと深刻なものがあります。なぜ、この些細な問題に注目するのでしょうか？
- 18 親は子どもをそれぞれの方法で育てる権利があります。極端な虐待のケースでなければ、とがめられる必要はないのでしょうか？
- 20 子どもを殴ることと愛情を込めてたたくことには大きな違いがあります。体罰の禁止はやりすぎではないですか？
- 23 あらゆる体罰を禁止するのではなく、安全なたたき方を定義したらどうでしょうか？
- 24 私が信仰している宗教は、体罰を用いるよう求めています。体罰の使用を禁止することは、差別ではないのでしょうか？
- 26 なぜこの問題に法律を持ち込むのでしょうか？体罰を使わないように親を支援すればいいのでしょうか？

- 27 ほとんどの体罰が家庭という閉ざされた中で行われているので、完全に禁止することはできません。だとしたら、禁止することに意味はあるのでしょうか？
- 28 親や養育者、教師のストレスが増加しないように、日々の状況が改善するまで、体罰の禁止を見送るべきではないのでしょうか？
- 31 体罰の禁止は、ヨーロッパを中心とした白人社会の考え方です。体罰は私たちの文化であり、伝統的な子育てです。法的に禁止するのは差別ではないのでしょうか？
- 32 子どもをたたくことをやめるのは、なぜこんなに難しいのでしょうか？

## 第2章：あらゆる体罰の禁止がおよぼす影響に関する質問

- 36 体罰が禁止されると、わがままで自制心が欠如した子どもになってしまうのではないですか？
- 39 体罰が禁止されると、心理的な虐待、屈辱を与える行為、監禁など、子どもたちはもっとひどい扱いを受けるのではないのでしょうか？
- 40 体罰が犯罪とされれば、何千人もの親が起訴され、子どもは親や養育者と暮らせなくなるのではないのでしょうか？
- 42 子どもがけがをするのを防ぐために、親が子どもをたたくことは許されるのではないですか？

第1章:

**あらゆる体罰を  
禁止にする理由に  
関する質問**



# 体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？

もちろん体罰は子どもを傷つけます。体罰は、身体的にも、精神的にも子どもを傷つけます。世界中で行われている調査を通して、子どもたちは、体罰がどれほど自分たちを傷つけるかを語り始めています。2006年に発表された、「子どもに対する暴力に関する国連事務総長調査報告書」は、世界で初めて包括的にこの問題の深刻さを明らかにしました。この調査を率いた専門家であるパウロ・セルジオ・ピニエイロ氏は、報告書の中で以下のように述べています<sup>1</sup>。

「調査の過程で、子どもたちは直ちにこの暴力をすべて終わらせる必要があると繰り返し訴えました。子どもたちは、大人たちが黙認のみならず、容認さえしてきた暴力によって、身体的にだけでなく、『内面的にも傷ついてきた』と証言をしているのです。」

体罰は、新たに発生した緊急性をともなう課題ではありませんが、政府は事態が危機的な状況にあることを認識しなければなりません。子どもたちは、何世紀の間、大人たちによるこの暴力に、誰からも気づかれることなく苦しんできました。しかし、子どもに対する暴力の規模やその影響が明らかになりつつある今日、これ以上、子どもたちを待たせ続けるわけにはいきません。子どもたちが暴力から守られるための、実効性の高い権利保障が必要なのです。」

1. Pinheiro, P. S. (2006), World Report on Violence Against Children, Geneva: UN Secretary-General's Study on Violence against Children. <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRC/Study/Pages/StudyViolenceChildren.aspx> (英語)

子どもを身体的に傷つけること自体、暴力から保護されるという子どもの権利を侵害しています。そのうえ、子どもが受ける痛みは、大人が意図するよりも大きいということはあまり認識されていません。大人と子どもの間には、大きさや力など、大きな差があるのです。ある大規模調査では、5人に2人の大人が、意図した強さと異なる強さで子どもをたたっていたことが明らかになりました<sup>2</sup>。また、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン精神医学研究所 (Institute of Psychiatry and University College London) の研究では、懲罰を与える状況において人間の脳の活動状態は変化し、使用する力の加減は強まり、また実際にどの程度の力が使われたかについて誤認する傾向にあることが証明されました<sup>3</sup>。

さらに、大人たちは、体罰によって生じる心の痛みに注意を向けないことがよくあります。それだけでなく、子どもの尊厳に与える影響、個人や社会全体に与える短期的あるいは長期的なダメージについても目を向けてきませんでした。「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ」は、体罰の影響に関する250以上の研究結果に注目しています。それらは、成長してから子どもを苦しめ続ける可能性のある、健康、発達、行動への影響（たとえば、メンタルヘルスや認知発達の不調、学業成績の低下、攻撃性の増加、道徳心の低下、反社会的な行動の増加）など、広範囲におよびます<sup>4</sup>。

2. Kirwaun, S. & Bassett, C. (2008), Presentation to NSPCC: Physical punishment, British Market Research Bureau/National Society for the Prevention of Cruelty to Children

3. Shergill, S. S. et al (2003), "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", Science, vol. 301, 11 July 2003, p. 187

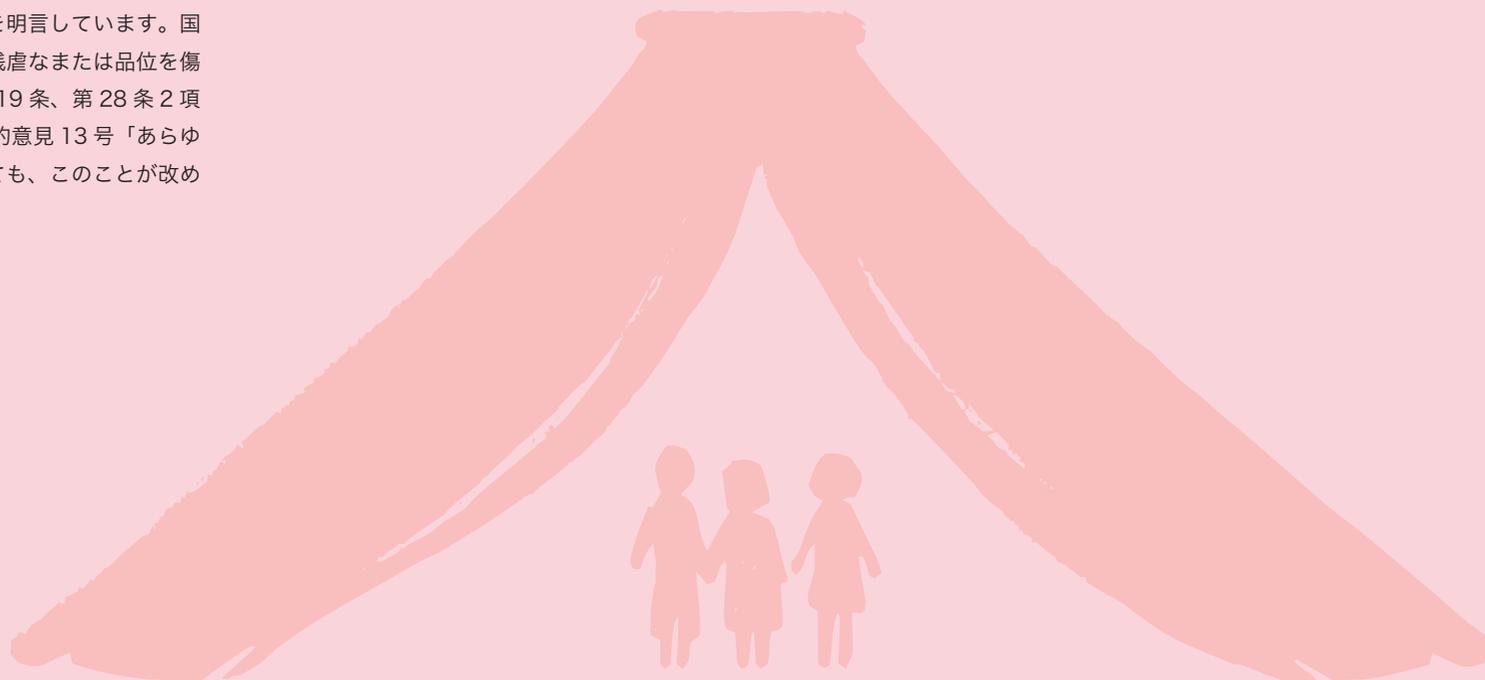
4. 参考: [www.endcorporalpunishment.org](http://www.endcorporalpunishment.org) (英語)

# 国連子どもの権利条約とは 何ですか？また、子どもに対する 体罰はどのように規定されて いますか？

国連子どもの権利条約は、歴史上世界で最も多くの国が批准した人権条約です。また、子どもの権利をとりまとめた文書として、最も完成度が高いものです。この条約は、全部で54条あり、子どもの生活に関わるすべての要素を取り上げ、すべての子どもたちが生まれ持つ、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を保障しています。

国連子どもの権利委員会は、条約を署名・批准した締約国において、条約上の義務が正しく履行されているかを監督する役割を担っています。委員会は、締約国が体罰を法律で禁止する義務を負うとし、またその範囲は家庭、社会的養護、保育施設、学校、司法制度などすべての環境を含むことを明言しています。国連子どもの権利委員会の一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利(とくに第19条、第28条2項および第37条)」が、この義務を明らかにし、続く一般的意見13号「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」においても、このことが改めて主張されています。

委員会は定期的に条約の履行状況を審査し、総括所見を通して、体罰の禁止に関する勧告を各国政府に対して行っています。その他の人権諸機関も体罰の禁止を推奨し、国連人権理事会の普遍的定期的審査でも体罰の問題が常に問題提起されています。



## 世論調査によると多くの人が 体罰の禁止に反対しています。 その人たちの意見を聞くべき ではないでしょうか？

女性に対する暴力や人種差別に立ち向かったときと同じように、体罰の問題についても世論に従うのではなく、政治家が主導する必要があります。子どもが人間として持つ尊厳を、大人と同様に法的に保護をしなければならないという、政府の責務が問われているのです。

体罰を禁止したほとんどの国は、世論に先行して法改正に着手をしています。そして、法改正後に、世論が後から支持に回るようになることは経験から明らかになっているのです。数年後には、子どもをたたくことが法律で容認されていた時代を不思議にさえ思い、恥ずかしさを覚えるようになるのではないのでしょうか。

通常、世論調査の結果は設問のあり方と回答者が持つ情報量に左右されます。もし、暴力から守られる権利の不平等や体罰を法律で禁止する本来の目的など、子どもたちが直面する課題について、人々が十分な情報を有していたなら、体罰の禁止を支持する人は増えるかもしれません。繰り返し行われる世論調査では、質問の仕方を変更したことにより、大きく異なる結果を得たという例もあります。

## 体罰に賛成する子どもや若者の 意見を耳にします。彼らの意見を 聞くべきではないでしょうか？

身体的な罰を受けることが、彼ら自身にとって良いことだと発言する子どもがいるのは事実です。体罰は、しつけのためだから、親の愛があるのだからといった理由で、彼らはそう言うのです。もちろん、私たちは子どもや若者の意見に耳を傾けなければなりません。しかしながら、私たち大人は子どもの言うことをうのみにするのではなく、子どもが話したことを理解する責任があります。前述の通り、体罰による身体的な痛みを子どもたちが打ち明け始めたのは事実です (p.8 「体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？」参照)。子どもが体罰は良いもので必要だと語るとき、体罰を受けることが当たり前で正しいとする環境で育てられていることがあります。体罰は自分のためであると自身に言い聞かせることで、親や養育者の態度や行動を受け入れ、受けた痛みを正当化し、また納得しようとした結果とも言えるのです。

子どもには、あらゆる暴力から保護される権利があります。これは、人間としての尊厳と身体的不可侵性\*が尊重されるということです。これらの権利を法律で保障することは政府の責任です。そして、親や養育者、周囲の大人たちは、子どもが自身の持つ権利について知り、自分や他人との関係のなかで権利を尊重することを学ぶように育てる責任を負っています。

\*身体的不可侵性 (physical integrity) とは、自分自身の身体をコントロールできること。すべての人はこの権利を有しており、自らの身体があらゆる形態の暴力から守られているという安全感がなければならないことを意味する

# 子どもの頃に私はたたかれて いましたが、何の悪影響も ありません。私の親がたたいて 育てたからこそ、今の自分が あるのでしょうか？

たたかれたり、屈辱を与えられたりすることがなかったなら、私たちがどのように育っていたのかは、誰にも知る由がありません。体罰による害はなかったと言う人の多くは、自分の経験した痛みを否定しようとします。最も身近にいた大人が、自分を痛めつけて教育しようとしていた事実に気づくとき、多くの人が当時の痛みを否定するのです。

しつけの名の下に子どもをたたく大人は、子ども時代に自分がたたかれた経験があるから、たたき始めるようになることがあると言われています。研究は、体罰を使うこととときに罪悪感を抱き、また辛抱強くあるうとしてもなお、わが子をたたき続けてしまうことがあることを報告しています。体罰を容認していた世代を批判することは建設的ではありません。人々は当時の時流に従っていたにすぎないからです。しかし、親の世代を批判することを恐れるあまり、変化を受け入れないことは間違っています。時代は流れ、社会は前進します。子どもの権利を認めるためには、法律で、また社会全体で、子どもへの暴力の容認に終止符を打つことが必要なのです。それは、私たちの社会が女性に対する暴力を容認した時代を終わらせたときと同じです。

「子どもの頃にたたかれたけれど、私は普通の大人になれました」と言う声を聞きます。たしかに、私たちの社会には、あらゆる苦い経験を重ねても「普通の大人」になる人がいます。しかし、彼らはその経験そのものが素晴らしいものだったとは言わないでしょう。実際には、苦い経験にどのように向き合ったかが、彼らを「普通の大人」にしたのであって、苦い経験そのものが彼らを「普通の大人」にしたわけではありません。



## 親の世代を 批判することを 恐れるあまり、変化 を受け入れないこと は間違っています



# 子どもに対する 暴力の中で 最も多いのは、 暴力をともなう 「しつけ」です

## 子どもが直面する権利侵害には もっと深刻なものがあります。 なぜ、この些細な問題に注目 するのでしょうか？

子どもに対する暴力の中で最も多い形態は、暴力をともなう「しつけ」であるとユニセフは発表しています<sup>5</sup>。世界中で、体罰により、毎年何千人もの子ども、特に幼い子どもたちが命を落としています。また、体罰により、毎年数百万人もの子どもがけがをしています。体罰は、取るに足らない問題ではないのです。

さらに、これは単なる子どもへの暴力に関する問題ではありません。これは、子どもたちがどんなに軽んじられた存在であるかを象徴しています。多くの国で、いまだ体罰が合法である実態こそ、子どもたちが大人と同じ権利の保有者でなく、ひとりの人間に満たない、まるで所有物であるかのような扱いをされていることを暗に物語っています。世界の大多数の子どもたちが、日々体罰を経験しています。そして、その一つ一つの事例において、子どもたちの尊厳や身体的不可侵性が侵害されています。女性に対する家庭内暴力を禁止し、この問題に挑むことが女性のエンパワーメントと権利擁護の中心にあったように、子どもに対する暴力にも同じアプローチが必要です。体罰の禁止は、子どもたちの軽んじられてきた地位を向上させ、私たちの社会における子どもの捉えられ方や扱われ方の改善へ貢献するものです。どんな国も、法で子どもに対する暴力を容認しておきながら、子どもを権利保有者として尊重しているということとは言えません。法による禁止がなければ、十分に効果的で安全な子どもを守る制度を確立しているとは言えないのです。

5. UNICEF (2014). Hidden in Plain Sight: A statistical analysis of violence against children, NY: UNICEF

# 親は子どもをそれぞれの方法で 育てる権利があります。 極端な虐待のケースでなければ、 とがめられる必要はないのでは ないでしょうか？

私たちの社会は、子どもは親の所有物ではなく、固有の権利を持つ個人と見るようになりつつあります。子どもには人権があり、それは家に一歩足を踏み入れた途端に失われてしまうものではありません。子どもの持つ権利は親などの誰もが有する権利と同じです。子どもが家庭における暴力から守られることは、大人が親しいパートナーによる暴力から守られることと同じで、プライバシーの侵害や家庭生活への介入にはあたりません。

国連子どもの権利条約は、「子どもの最善の利益」が親や養育者の基本的関心事であり、その達成に努めることは親や養育者の責任であるとして、家族の重要性を掲げています(18条)。これを理由に、しつけのために子どもをたたくことは、長期的には子どもの最善の利益になると主張する人がいます。その議論に関して、子どもの権利委員会は次のように述べています<sup>6</sup>。

「子どもの最善の利益に関する解釈は、条約全体（あらゆる形態の暴力から子どもを保護する義務および子どもの意見を正当に重視する要件を含む）と一致するものでなければならない。子どもの最善の利益のためだとして、子どもの人間の尊厳、および身体的不可侵性に対する権利に抵触する慣行（体罰その他の形態の残虐なまたは品位を傷つける罰を含む）を正当化することはできないのである」

そして何より、親や養育者に対して、家族関係の悪化に代表されるように、体罰が子どもにとってどんな利益もたらすこともなく、多くの悪影響を生むものであるという明確なメッセージを届けるが必要です。

6. 一般的意見8号(2006) 「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利（とくに第19条、第28条2項および第37条）」パラグラフ26  
[www.endcorporalpunishment.org/assets/pdfs/reference-documents/CRC-general-comment-8.pdf](http://www.endcorporalpunishment.org/assets/pdfs/reference-documents/CRC-general-comment-8.pdf) (英語)  
<http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom8.htm> (日本語)

# 子どもを殴ることと愛情を 込めてたたくことには大きな 違いがあります。体罰の禁止は やりすぎではないですか？

「愛情を込めてたたく」より、殴る方が子どもの受ける身体的な痛みは大きいのかもれません (p.8 「体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？」参照)。しかし、程度の違いはあってもどちらも暴力であり、子どもの尊厳や身体的不可侵性を侵害するものであることに変わりはありません。私たちの社会は、高齢者への暴力に対する議論において、その程度を問うことはありません。ではなぜ、子どもへの暴力については、程度の議論が生じるのでしょうか？また、人を愛することと痛めつけることを結びつけようとすることは明らかに危険です。「愛情を込めてたたく」の議論は、子どもに対する暴力に関する議論の中で、最も大きな矛盾を生むものです。このように、一見すると、子どもへの悪影響が緩和されたかのような表現を使うことは、子どもの権利を侵害する暴力行為を包み隠してしまうのです。

一方、「軽くたたくことと虐待は大きく異なる」と主張する人がいます。「愛情」があるか否かでなく、暴力の程度が問題であるという主張です。しかし、大人が暴力の程度を正確にコントロールすることができるという前提に立つこの主張は、既に反証されています。研究によって、通常、意図していたよりも強い力が使われており<sup>7</sup>、その力は次第に強まるということが立証されています<sup>8</sup>。そして、繰り返しになりますが、たたく力の程度の問題ではなく、行為自体が、尊重されるべき子どもの権利の一つである、身体的不可侵性を侵害していることを忘れてはいけません。

伝統的に、議員や政府は、「子ども虐待」と「体罰」を区別しようとしてきました。しかしながら、多くの虐待の実態は体罰です。大人が子どもを罰するために暴力を用い、支配する行為です。高齢者に対する暴力の議論では、このような境界線をめぐる議論は存在しません。どのような暴力も一切認められないということは、明確になっているのです。しかし、子どもに対する暴力の議論となると、大人たちは恣意的な区別を作り出そうとしてきました。懲罰的な暴力であれば容認されるが、「虐待」となれば認められないと言うのです。現実的には、子ども虐待と体罰を区別することはできないのです。



7. Kirwaun, S. & Bassett, C. (2008), Presentation to NSPCC: Physical punishment, British Market Research Bureau/National Society for the Prevention of Cruelty to Children

8. Shergill, S. S. et al (2003), "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", Science, vol. 301, 11 July 2003, p. 187



# 「安全な」 たたき方と いうものは、 存在しません

## あらゆる体罰を禁止するのではなく、安全なたたき方を定義したらどうでしょうか？

「安全な」たたき方というのは、存在しません。すべてのたたきという行為は、子どもの身体的不可侵性を侵害し、人間としての尊厳を傷つけるものです。多くの研究は、親による軽微な体罰が虐待と称されるような厳しい暴力のリスク要因となることを示しています。それは、前述の通り、自分で考えるより強い力が加わること、そしてその力は徐々に強くなる傾向があることも、研究が明らかにしているのです。(p.20「子どもを殴ることと愛情を込めてたたきことには大きな違いがあります。体罰の禁止はやりすぎではないですか？」参照)。

かつて、年齢、たたき体の部位、たたきときに使用する道具を決めることによって、容認できるたたき方を定義しようとした国がありました。これらは、子どもへの暴力に対する社会の態度に大きな混乱をもたらすだけでなく、恥ずべき試みとさえ言えるでしょう。女性、高齢者などある特定の人たちに容認される暴力を定義しようとは考えないはずで、暴力から守られる権利は、子どもたちも平等に持つ権利なのです。子どもたちと私たち大人に異なる点があるとすれば、彼らは身体的により小さく、その分、弱さを備え持つ存在であるがために、むしろ大人以上に暴力から保護される権利があるということでしょう。

# 私が信仰している宗教は、体罰を用いるよう求めています。体罰の使用を禁止することは、差別ではないでしょうか？

思いやり、平等、正義、非暴力を掲げる世界の主だった宗教にとって、子どもをたたくことがその宗教の教える考え方、価値観、信念に合致することはないでしょう。これらの宗教の信者は、その創始者の教えや人生を規範としています。研究者や神学者は、主流な宗教のどの創始者も子どもをたたいていたことを裏付ける記録は存在しないと強調しています。

子どもへの体罰を許す宗教的見解は、概して、子どもを力で支配しようとする権威主義からくるものであるとされています。これは、盲目的服従が徳とされ、「反抗的」とみなされた子どもへの身体的な罰の行使を認めるといった考えに関係すると考えられています。

一方、世界の宗教指導者は、子どもの体罰を根絶するための国際運動に参加しています。2006年に京都で行われた世界宗教者平和会議では、体罰を含む子どもに対するあらゆる暴力を禁止する法律を策定することを各国政府に求める、「子どもへの暴力に取り組む諸宗教の決意表明（京都宣言）」<sup>9</sup>を採択しています。これは、世界の800人以上の宗教指導者の支持により宣言されたものでした。

国連子どもの権利委員会は、一般的意見8号において、信仰の自由は「他者の基本的人権や自由を保護する目的に照らし、合法的な制限を受けることがある<sup>10</sup>」と明確に述べています。

また、委員会は、「宗教的文書の解釈によっては体罰の使用が正当化されるのみならず、体罰を用いる義務が定められている場合もあるとして、信仰にもとづいて体罰を正当化しようとする者もいる。宗教的信念の自由は、市民のおよび政治的権利に関する国際規約においてすべての者に認められている（第18条）ところであるが、宗教または信念の実践は、他の者の人間の尊厳および身体的不可侵性の尊重と一致するものでなければならない<sup>11</sup>」としています。



9. 子どもへの暴力に取り組む諸宗教の決意表明（京都宣言）：<http://churchesfornon-violence.org/wp/wp-content/uploads/2012/02/Violence-Against-Children-3.pdf>（英語）

10. 一般的意見8号、パラグラフ 29

11. 一般的意見8号、パラグラフ 29

## なぜこの問題に法律を持ち込むのでしょうか？体罰を使わないように親を支援すればいいのではないのでしょうか？

体罰やその他の残虐な、または品位を傷つける罰を根絶するには、支援（教育）と法的禁止の両方が必要です。どちらかを選択するというものではありません。人権を保障するために、子どもたちには大人と同様の法的保護が必要です。そして、その保護は、家庭内であっても、それ以外の場所でも同じに適用されるものでなければなりません。法律はそれ自体が強力な教育の手段になり得るのですが、法改正は、社会や親や養育者への支援（教育）と相互補完的でなければなりません。法律による禁止が、親や養育者の体罰によらない子育てへの高い関心を抱かせ、また、専門家、政治家、メディアによる体罰によらない子育ての普及や、そのために必要な支援の整備を促し始めるのです。

法で認められている行為を止めようとする試みを推進するのはとても難しいことで、戸惑いを生みます。法的禁止がない社会では、「法的に問題がないなら、問題はない」という仮説が成り立ちます。法も同じメッセージを発しているときの方が、親への支援の効果はより高まります。

## ほとんどの体罰が家庭という閉ざされた中で行われているので、完全に禁止することはできません。だとしたら、禁止することに意味はあるのでしょうか？

どうせ取り締まることはできないから、家庭内の大人に対する暴力を禁止しなくて良いと言う人はいないでしょう。なぜ、子どもの話になるととたんに、法律による保護が難しくなるのでしょうか。法改正によって体罰を禁止する一番の目的は、子どもを傷つける暴力行為を未然に防止することです。どのような法律も、その第一義的な意図は予防であり、明確な基準を示すことにあります。それらの基準が家庭では適用されないということにはなりません。しかし、家族に関する事柄を法律で禁止することは、慎重である必要もあります。なぜなら、本誌の40ページにあるように、子どもの最善の利益を考慮する必要があるからです。

また、体罰の禁止は、親や養育者が暴力によらない子育てへ転換できるよう、情報やサポートを提供する適切なキャンペーンと同時に行われなければなりません。

## 親や養育者、教師のストレスが 増加しないように、日々の状況が 改善するまで、体罰の禁止を 見送るべきではないでしょうか？

このような主張は、体罰が子どもを教育するためではなく、大人が鬱積した感情を晴らすために行われているのではないかという議論を暗に認めています。たしかに、家庭を含むあらゆる場面で子どもに関わる大人が、より多くの支援を喫緊に必要としているのは事実です。しかしながら、たとえ大人がそのような状況に直面をしていたとしても、子どもをそのはげ口とすることは正当化できません。子どもたちが、大人の置かれている状況が改善されるまで、保護されるのを待つべきではありません。それは、女性たちが暴力から保護されるのを、男性が置かれている状況が改善されるまで待たなくても良いことと同じです。

子どもをたたくことは、どのような場合でも、ストレスを軽減することにはなりません。感情に任せてたたいたとき、親は自責の念を抱きます。冷静にたたいたとしても、腹を立て、憤りを覚えた子どもに向き合わなければならないことに気が付くのです。体罰が禁止され、体罰によらない子育てが実践されている家庭や施設では、誰もがストレスの少ない日々を送っています。

紛争下にある国では、親や養育者、教師を含めた、子どもに携わる大人が、暴力や屈辱の被害を受けた当事者でもあります。彼らは、子どもの権利を保障することに賛同をしますが、同時に彼ら自身の権利については誰が闘ってくれるのかと問うことがあります。当然、彼ら大人の権利侵害は是正されなければなりません。しかし、大人の権利が保障されるまで子どもたちが待つ必要はありません。すべての人が、尊厳、身体的不可侵性、そして法の下での平等を尊重される権利があり、それは子どもも同じなのです。



# 世界中の 子どもたちは あらゆる形態の 暴力から 守られる権利 を持っています

**体罰の禁止は、ヨーロッパを中心とした白人社会の考え方です。体罰は私たちの文化であり、伝統的な子育てです。法的に禁止するのは差別ではないでしょうか？**

子どもをたたくことが文化であるという考えが認められることはありません。子どもをたたくことは元来白人社会の伝統で、奴隷制度、植民地支配、宣教活動を通じて世界に広まったと考えられています。英国で見られる「合理的な折檻（懲戒）」という弁護は、世界中の国の法律に反映されています。子どもがほとんど、あるいはまったく身体的に罰せられることがない文化は、諸説あるものの、あらゆる文明のなかでもっとも「自然な」、小規模の狩猟採集民族の社会に見られると言われています。ただ、現在はそれらの文化も、都市化やグローバルイゼーションの影響によって急速に失われつつあると言われています。

しかし、人権は普遍的であり、世界中の子どもたちはあらゆる形態の暴力から守られる権利を持っています。すべての文化は、かつて伝統として認められてきた他の人権侵害と決別したように、体罰にも同様の対応をする責任があります。国連子どもの権利条約は、すべての子どもがあらゆる形態の身体的および精神的暴力から保護される権利を持つことを謳っています。そしてその保護は、決して人種、文化、伝統、宗教によって差別されないのです。現在、地球上の全大陸において、多くの国が、子どもに対する体罰を終わらせようと動き出しています。学校や司法制度における体罰については、世界中のあらゆる地域で、多くの国が既に法的な禁止を実現しています。

# 子どもをたたくことをやめるのは、なぜこんなに難しいのでしょうか？

仮に政治家を含めた大人が、この問題を容易に解決できると捉えていたなら、子どもが大人と同様の、尊厳、身体的不可侵性、法の下での平等を尊重される権利を持っていることを、私たちは、はるか昔に認めることができていたことでしょう。それどころか、とても小さく脆弱な子どもたちが大人よりも手厚く保護される権利があることも認めていたのではないのでしょうか。

大人が「しつけ」の名目で、子どもをたたいたり、痛みを加えたりすることを「権利」として主張し、それを諦めきれない背景には、いくつかの理由があるようです：

i. 自身の経験。ほとんどの人は、子どもの頃に親や養育者からたたかれた経験があります。ほとんどの親や養育者は自分の子どもをたたいたことがあります。私たちの誰もが、親や自らの子育てを悪く思いたくありません。その気持ちが、政治家、オピニオン・リーダー、子どもを守る立場にある人たちまでも含む多くの人々にとって、体罰が平等や人権を脅かす根本的な問題であると認識することを難しくしています。ただ、この問題は誰かを責めても意味がありません。親や養育者は社会の考え方にならった子育てをしてきたのです。しかし、今こそ、子どもと肯定的で非暴力的な関係性を築く時代が到来しています。

ii. 大人はしばしば、怒り、ストレス、我慢の限界を超えたことによって子どもをたたきます。多くの大人は心の奥底で、たたくことは「しつけ」をするための理性的な行動というより、その場で起きていることに対する感情的な行動であることを認識しています。このような行動は繰り返されるほど、たたくという行為が手に負えない言動への対処法として確立してしまいます。確立してしまった行動を変えるのは簡単ではありません。しかし、変えることはできます。政府が、体罰によらない、非暴力的な子育てや、子どもの尊厳や身体的不可侵性が尊重される権利に関する公教育や啓発活動へ投資をしていけば、親や養育者は自分たちが良く思わない子どもの言動への対応として、暴力を振るう必要性を感じずに、さまざまな方法を考えていけるようになるでしょう。

iii. 代わりに方法に関する知識の欠如。法改正は、親、子ども、社会全体を対象とした体罰によらない、非暴力的な子育てに関する支援（教育）活動と同時に行っていく必要があります。



第2章:

# あらゆる体罰の 禁止がおよぼす影響 に関する質問



# 体罰が禁止されると、わがまま で自制心が欠如した子どもに なってしまうのではないですか？

それは断じてありません。しつけとは、罰を与えることとは違います。本来、しつけは、力に頼るものではありません。しつけは、理解、お互いの尊重、忍耐、効果的な相互のコミュニケーションから成り立つものです。生まれたばかりの頃に完全に依存した状態にある乳幼児は、大人たち、特に親や養育者の導きや助けに頼りながら、自制心を身につけ成長をしていくものです。体罰が、子どもにどのように振る舞うべきかを教えることはありません。むしろ、子どもをたたく行為は、してはいけない行動を教えることとなります。体罰は、親や養育者が問題や対立の解消のためには、暴力を使うことを容認するという事実を子どもに伝えてしまうことになるのです。

また、子どもをたたくという行為は、子どもに混乱をもたらします。子どもたちは他の子どもや大人をたたいてはいけない、もちろん大人が他の大人をたたくのもいけないと教えられます。一方、体罰が許されるということは、自分たちより大きくて強い大人が、小さくて力の弱い子どもをたたくことは許されるということになります。子どもは、大人が言ったことだけでなく、大人の行動からも学びます。

さらに、尊敬することと、恐れを抱くことは混同されるべきではありません。罰を避けるための「良い」行いは、子どもの尊敬の表れではなく、ただ罰を避けるための行動に過ぎません。子どもたちは、人やものごとの真価を理解して初めて、心から相手やものごとのことを尊敬できるのです。

親がしつけの名の下に子どもをたたくとき、子どもが学ぶのは、罰を避けるためだけに「良く振る舞う」ことです。そして、衝突を解決するために暴力を用いることは許されることだと学習します。しかし、親や養育者が子どもや他者の人間としての尊厳や身体的不可侵性を尊重するなら、子どもも尊重することを学びます。親や養育者が子どもを前向きで非暴力的な方法でしつけるなら、子どもは、尊重する気持ちを失わずに、対立を解決することができるものと学習するのです。

体罰や、その他の品位を傷つけるような形態の罰は、しつけにはなり得ません。体罰によらない子育てとは、子どもを甘やかすこととは程遠い、他者への配慮や、自分の行動の結果をよく考えることを子どもに教えるものです。国には、体罰によらない子育てを推進する義務があります。この体罰によらない子育てや、非暴力的な教育を推進する有効な手段は多くに存在し、すべての国でそれらの手段を導入し取り入れることが可能です。

## 体罰が禁止されると、心理的な虐待、屈辱を与える行為、監禁など、子どもはもっとひどい扱いを受けるのではないのでしょうか？

子どもたちには、体罰だけでなく、その他すべての残虐なあるいは品位を傷つける罰や扱いから守られる権利があります。法改正は、社会啓発活動、良好で非暴力的な子どもとの関係づくりの推進と連動しながら行われなければなりません。

親や養育者は、子どもが人生の最善のスタートを切ることを願うものです。子どもをたたいたり、対応を間違えたりする親や養育者は、そうした行為を良いことだと思っておらず、悩んだり、また罪悪感を覚えたりしています。ほとんどの親や養育者は、身体的あるいは精神的な暴力を用いずに、子どもとの衝突を解決するためのアドバイスや支援を歓迎するでしょう。子どもを私たちと同じ、権利を持つ一人の人間として捉え、たたいたり屈辱を与えたりすることに終止符を打つことは、すべての人にとって家庭生活の改善を意味するのではないのでしょうか。



# 体罰が犯罪とされれば、何千人もの親が起訴され、子どもは親や養育者と暮らせなくなるのではないのでしょうか？

法律で体罰を禁止する目的は、多くの親を刑務所に入れるためではありません。子どもの権利を保障し、社会が良好で非暴力的な子どもとの関係づくりを進めることが目的です。体罰を犯罪として扱う国は少しずつ増えていますが、それらの国で起訴される親が増加したという報告はありません。

子どもの権利を保障するという国の義務は、体罰を禁止することにより果たされます。体罰禁止の第一の目的は、教育的なものなのです。プライベートな空間である家庭内であっても、私たちが他者に手をあげることを認めないのと同様に、子どもに手をあげることは許されないことであり、同時に違法であるという確固たるメッセージを届けるという目的です。警察や検察を含む、子どもを守る立場にある関係者は、「子どもの最善の利益」のために法律を運用しなければなりません。重大な危害から子どもを守る唯一の方法でない限りは、起訴やその他の司法介入が子どもに利益をもたらす可能性は低いと言えるでしょう。



国連子どもの権利委員会は、一般的意見 8 号を通して、法的禁止が大勢の親や養育者の起訴をまねく事態に陥らないよう、以下の 2 つの原則を述べています。

1. 些事原則—法律は些細な出来事には関与しないというこの原則により、大人同士でも軽微な暴力の場合、法廷へ持ち込まれることはほとんどありません。この原則は、大人による子どもに対する「軽微な」暴力にも当てはまるとされています。
2. 子どもが世話を必要とする存在であることや家族関係の親密性からくる特性を踏まえ、親や養育者に対する訴追や家族の生活への介入にまつわる決定は、細心の注意の下で行われる必要があります。それらの決定は、重大な危害から子どもを守るため、また「子どもの最善の利益」にかなう場合に限り、行われなければなりません。

# 子どもがけがをするのを防ぐ ために、親が子どもをたたくこと は許されるのではないですか？

子どもがけがをするのを防ぐためになら、子どもをたたこうという議論は意味を成しません。子どもが危険にさらされたときは子どもをたたくべきだ、と親や養育者にアドバイスすることがあり得るのでしょうか。もちろんそれはあり得ないでしょう。

親や養育者が、子どもを守るために物理的な行動を起こすのは当然のことです。特に、乳幼児や幼児期の子どもは、常にその必要があるでしょう。子どもが火に向かってハイハイをしたり、危険な道路へ走って行ったりしたなら、親は当然のことながら、子どもをつかまえ、抱き上げ、危険について諭し、教えます。しかしながら、子どもをたたいて痛みを加える行為は、子どもが自分の身は自分で守れるようになるまでは親や養育者が子どもの安全を守る、という前提をくつがえしてしまいます。国連子どもの権利委員会は、以下のように説明しています<sup>12</sup>。

「委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、大人として、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、決して難しいことではない」

子どもの安全を守るために力を行使する行為と、子どもを罰し意図的に傷つける行為は、明らかに異なるものです。すべての国のどのような法律も、人を守るための、非懲罰的かつ必要な力の行使は、明示的にまた黙示的に、認めています。罰のための力の行使を禁じるということは、これらの既存の法律に影響をおよぼすものではないのです。

12. 一般的意見8号 パラグラフ 14



# グローバル・イニシアチブの ウェブサイト

[www.endcorporalpunishment.org](http://www.endcorporalpunishment.org)

(英語のほかにも多言語の記載がありますが、本誌発行時の時点で日本語はありません)

グローバル・イニシアチブのウェブサイトでは体罰の禁止に関するあらゆる情報を提供しています。

- すべての国と地域別の報告書
- 世界各国における体罰の合法性、また、法改正を達成するために今すぐ実施できることに関する表
- 国連や地域の人権保障の枠組みでどのように体罰が言及されているのか、また法改正推進のためにこのような制度をいかに活用するかのガイダンス
- 体罰の状況、および体罰に対する態度、子ども、大人および社会に対する体罰に影響に関する調査研究のまとめ
- 体罰禁止の履行に役立つ情報
- 政策提言活動に役立つ国際的または地域的な多言語による資料



# 子どもに対するあらゆる体罰を 終わらせる時代が来ました。子どもは、 尊重され、あらゆる形態の暴力から 平等に守られる権利を持っているのです。

## 子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブは、体罰の普遍的な禁止と根絶を推進し、法改正のための技術的な支援やアドバイスを無料で行っています。

<http://www.endcorporalpunishment.org>

[info@endcorporalpunishment.org](mailto:info@endcorporalpunishment.org)

[www.twitter.com/Glendcorpun](https://www.twitter.com/Glendcorpun)

[www.facebook.com/Glendcorporalpunishment](https://www.facebook.com/Glendcorporalpunishment)

## セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンはあらゆる場面における体罰の禁止に関する提言活動を行っています。セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンによる貢献もあり、1979年にスウェーデンは世界で初めて明確に体罰を禁止する国になりました。法律による体罰の禁止とその根絶を実現するために、この問題が各国の政治課題に加えられるように団体として取り組んでいます。

[info@rb.se](mailto:info@rb.se)

[www.raddabarnen.se](http://www.raddabarnen.se)

[resourcecentre.savethechildren.net](http://resourcecentre.savethechildren.net)



GLOBAL INITIATIVE TO  
**End All Corporal  
Punishment of Children**



**Save the Children**